

山小屋・河平 地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
玉川村	山小屋地区、河平地区	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	71 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11 ha
ii うち後継者について不明の農業者耕作面積の合計	7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積	4 ha
(備考) 既に貸借が行われている農地面積：7.3ha	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載する。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載する。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域において農業の主体従事者は、60代以上が過半数を占めており、半数以上の農家が農業後継者の問題を抱えている。中心的経営体があるものの高齢化が進んでおり、将来的には地域内に整備されているライスセンターの維持や活動が困難になると考えられる。なお、山小屋地区には集落営農組織が存在するが、法人化までには至っていない状況である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

山小屋地区・河平地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者・中核農業者が担うほか、農作業受託は山小屋機械利用組合（ライスセンター）等が積極的に取組み、若い就農者や定年退職農業者の確保に取組み、農地の利用継続を図る。

山小屋地区の水田については、湿田等の悪条件を暗渠排水等の整備により解消し、山小屋機械利用組合が水稻作業の受託を維持していく。また、水田の条件を改善する事により、他地区からの入作希望者の受入れを促進していく。

河平地区の水田については、河平地区内の中核的農家2経営体に加え、山小屋地区の認定農業者等が担うとともに、山小屋機械利用組合（ライスセンター）等が受託作業等を請け負うこととする。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲+露地野菜	2.7 ha	水稲+露地野菜	3.2 ha	山小屋地区・河平地区
認農	農業者B	水稲+露地野菜	1.9 ha	水稲+露地野菜	2.4 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者C	水稲+露地野菜	0.5 ha	水稲+露地野菜	1.0 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者D	水稲+露地野菜	3.3 ha	水稲+露地野菜	3.8 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者E	水稲+露地野菜	1.1 ha	水稲+露地野菜	1.4 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者F	水稲+露地野菜	2.9 ha	水稲+露地野菜	3.2 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者G	水稲+畜産	2.1 ha	水稲+畜産	2.4 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者H	水稲+果樹	1.6 ha	水稲+果樹	1.9 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者I	水稲+露地野菜	3.9 ha	水稲+露地野菜	4.2 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者J	水稲+露地野菜	2.5 ha	水稲+露地野菜	2.8 ha	山小屋地区・河平地区
中核農	農業者K	水稲+露地野菜	2.2 ha	水稲+露地野菜	2.5 ha	山小屋地区・河平地区
任意団	山小屋機械利用組合	農作業受託	45.0 ha	農作業受託	55.0 ha	山小屋地区・河平地区
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準達成者は「到達」、「到達」に準じる規模の中核農家「中核」と記載。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年度の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地の貸付け等の意向</p> <p>貸付け等の意向が確認された農地は約4haとなっており、今後も農業者の高齢化の進んでいる事から、貸付け等を希望する農地面積は増加すると考えられる。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>山小屋地区は現状において重点実施地区となっており、農地耕作条件改善事業による水田の条件改善を行うため、将来の農地の集積・集約においては、可能な限り、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用する事とする。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることが出来るよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備等への取組方針</p> <p>山小屋地区の水田は、過去に団体ほ場整備を行っているが、中山間部に位置する湿田で日照等の条件不利地であるため、可能な限りほ場条件を改善する必要がある。今後は、暗渠排水等の整備を実施し、ほ場条件の改善を図る。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <p>山小屋地区は、大豆栽培面積が減少していることから、農業者の高齢化も踏まえ、労力負担が少ないツルウメモドキ等の枝もの栽培を導入していく。また、栽培が行われている銀杏の高付加価値化に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>近年、イノシシによる被害が増えていることから、有害鳥獣駆除隊との連携を強化しつつ、罠設置等の有資格者を育成しながら、鳥獣被害の防止に取り組む。また、電気牧柵等の導入も併せて推進する。</p>
<p>災害対策への取組方針</p> <p>干ばつ等に対応するため、農業用水路の点検や修繕を実施し、農業用水が有効に利活用出来るよう水路の整備を進める。</p>
<p>担い手育成の取組方針</p> <p>比較的規模の大きな中核的農業者については、地区として協力・支援等を行いながら、農業経営体の育成を促進し、将来の認定農業者として誘導を図る。</p>

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
	貸付け	作業委託	売渡

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要である。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。